

平成28年7月15日

各分野等主任 殿  
各診療科長 殿

大学院医学系研究科長・医学部長  
医学部附属病院長

寄附金様式変更について（通知）

このことについて、第70回国立大学附属病院長会議において、「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」の一部改定が承認されたことに伴い、寄附金における資金提供した全ての企業等（個人は除く）のうち、公表することに同意した企業等について、附属病院のホームページ等に公表することとなりました。

一部改定に伴い、寄附金申込様式を変更しましたので、企業等からの寄附申し込みの際には、新しい様式を案内くださいますようお願い致します。

<担当係>  
医学研究科・医学部研究支援係  
内線：6059

# 「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」 における公表範囲の拡大について（概要）

## 1. 経緯

平成26年度分の国立大学附属病院への企業等からの資金提供状況について、提供元開示割合が24%で提供元非開示割合が76%である旨の新聞報道がされ、国民の間で情報開示が不十分ではないかとの認識が持たれることが危惧される状況となった。

国立大学附属病院長会議としても、企業等からの資金提供状況に係る透明性をより高め、社会に対して示すことは重要であると考え、企業等名の公表範囲を拡大（ガイドライン一部改定）。

## 2. 公表範囲の拡大

### ① 寄附金等及び講師謝金等の診療科単位の内訳（企業等ごとの企業等名、合計件数及び合計金額の表示）に係る公表の拡大

#### 【拡大前】

- 公表は日本製薬工業協会の会員企業のみ（その他の企業等については「その他」として合計件数及び合計金額を表示）。

#### 【拡大】

- 資金提供した全ての企業等（個人は除く）のうち、公表することに同意した企業等について公表する（個人及び同意のない企業等については「その他」として一括し、合計件数及び合計金額を表示）。

※ 講師謝金等については、従来どおりに診療行為による収入（他病院における診療行為の報酬等）公表対象には含まない。

※ 各大学において、寄附金申込書及び講師派遣依頼書等の様式に、公表についての同意を確認する項目を追加するなどの対応をとり、企業等の意思を確認する。

※ 平成29年7月（平成28年度分）の公表からの変更とする。

### ② 受託研究等に係る公表

#### 【拡大前】

- 公表は受託研究・共同研究・受託事業ごとの総件数及び総金額のみ。

#### 【拡大】

- 日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」（平成27年度4月改定）における「研究費開発費等」を参考にして、平成28年度新規契約分からは、「臨床」（第Ⅰ相以降の臨床研究、治験及び製造販売後臨床試験等に係るもの）と「臨床以外」（「臨床」以外のもの）を区分し、それぞれの総件数及び総金額を公表する（診療科単位ではない）。なお、内訳として「臨床」については契約相手企業ごとの企業名、合計件数及び合計金額を、「臨床以外」については契約相手企業名を公表する。但し、企業名の公表は日本製薬工業協会の会

員企業のみとする（その他の企業等については「その他」として一括し、「臨床」においては合計件数及び合計金額を表示）。

※ 平成29年7月（平成28年度分）の公表からの変更とする。

※ その他の企業等について企業等名を公表することは、企業秘密上の観点から公表の承諾を得ることは困難なため、契約（研究）終了後に公表することなどを含め、今後の検討課題とする。

### 3. 範囲拡大後の公表時期

今回の公表範囲拡大は、平成29年7月（平成28年度分）の公表からになるため、ガイドラインの改定に関しては次のとおり対応とする。

○平成28年6月に改定（平成28年6月開催の第70回総会において審議、承認）。

公表は改定の一年後になるが、公表のための準備（寄附金申込書及び講師派遣依頼書等の様式変更など）や、そのための関係各署（学内など）との調整は速やかに行う必要。